

# 健康保険法等の一部を改正する法律案 概要

## 【通称：高額療養費自己負担引上げ凍結法案】

### 背景

- 令和7年8月に予定されている高額療養費自己負担限度額の引上げは、特に現役世代のがん患者など当該制度を利用している現役世代の患者負担が大きく増えることになり問題である。そもそも、当事者に意見を聴くこともなく短期間の審議会による議論で決定しており、プロセスも不適切。同年2月に入って、厚生労働省から多数回該当の自己負担限度額の引上げを一部見直す意向が示されたが、このような微修正では依然として不十分である。
- もっとも、高額療養費制度の具体的な金額等は政令事項であり、法律上は政令に委任する委任規定があるのみ。

### 趣旨

- 上記の背景を踏まえ、政令を定めるために必要な考慮事項と新たな手続を設ける法改正を行い、高額療養費制度の見直しを凍結する立法を行う。今後の見直しは、新たな考慮事項と手続を経た上で行うことを義務付ける。

### 概要

- 医療保険各法※の高額療養費の支給等について政令で定める旨の規定について、政令を定めるに当たって必要な考慮事項と手続を新たに追加する法改正を行う。  
※ 健康保険法、船員保険法、国共済法、地共済法、国保法、高確法
- 政令を定めるに当たって必要な考慮事項として、
  - ① 長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用の負担の家計に与える影響
  - ② 高額療養費の支給を受けた者の必要かつ適切な受診に与える影響について考慮することを新たに規定する。
- 新たに追加する手続として、
  - ③ 長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の生活実態に関する調査を行うこと
  - ④ 政令を定めるに当たっては、事前に長期にわたり高額療養費の支給を受けた者その他関係者の意見を聴かなければならないことを新たに規定する。

今後、上記の考慮と手続を経ていない高額療養費の支給に関する見直しはできなくなる。